



事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 26 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

トリパンプルー染色液が原因と推測される真菌による眼内炎発症事例について

医療行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、武藤化学株式会社製のトリパンプルー染色液を使用した水晶体再建術の術後に、真菌（*Sarocladium kiliense*）による眼内炎を発症した事例が国内において複数例報告されるとともに、武藤化学株式会社製のトリパンプルー染色液が真菌に汚染されている可能性が高いとの報告が、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所からあったところです。（現時点で真菌が検出された製品（真菌による眼内炎を発症した患者において使用されたことが判明しているもの、未開封のもの、開封済みのもの）のロット番号：武藤化学「0.4%トリパンプルー（品番33201）」240617, 250219, 250414, 250508, 250516, 250610, 250620, 250812）

また、眼科手術におけるトリパンプルー染色液の使用については、別紙のとおり日本眼科学会、日本眼感染症学会、日本眼科医会より合同で注意喚起が行われたところです。

つきましては、国民の健康や身体等の保護を図る観点から、トリパンプルー染色液は人体に使用することを想定して製造・販売されているものではないため、使用については別紙の注意喚起も踏まえ、各医療機関において一層慎重に判断いただくとともに、当該ロットのトリパンプルー染色液については使用を控え、既に使用した患者に対しては眼内炎の発症がないか適切にフォローアップいただきたいため、これらについて、貴管内の医療機関に周知いたします

ようお願い申し上げます。なお、貴管下医療機関への周知に当たっては、各医療機関における医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者等へ周知されるよう御配慮願います。

厚生労働省においては、引き続き関係学会及びメーカー等と連携をとり、周知すべき追加的な情報が生じた場合には、情報提供に努めてまいります。